

亀山市告示第135号

亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・助成回数追加分）交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・助成回数追加分）交付要綱の一部を改正する告示

亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・助成回数追加分）交付要綱（令和4年亀山市告示第177号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・助成回数追加分・着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）分）交付要綱</u>	<u>亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・助成回数追加分）交付要綱</u>
目次	目次
第1章及び第2章 [略]	第1章及び第2章 [略]
<u>第3章 特定不妊治療費（助成回数追加）助成金（第10条—第14条）</u>	<u>第3章 特定不妊治療費（助成回数追加）助成金（第10条—第14条）</u>
<u>第4章 着床前胚染色体異数性検査（</u>	

PGT-A)を含む特定不妊治療費助成事業(第15条—第19条)

第5章 雑則(第20条)

附則

(助成金の名称及び種類)

第3条 この告示により交付する助成金の名称は、亀山市特定不妊治療費助成金(先進医療分・助成回数追加分・着床前胚染色体異数性検査(PGT-A)分)(以下「助成金」という。)という。

2 助成金の種類は、次のとおりとする。

(1) 特定不妊治療(先進医療)助成金 三重県特定不妊治療及び不育症治療費等補助金交付要領(平成18年10月1日施行。以下「県要領」という。) 第2条により市が実施し、交付する助成金

(2) 特定不妊治療費(助成回数追加)助成金 県要領第3条により市が実施し、交付する助成金

(3) 特定不妊治療費(着床前胚染色体異数性検査(PGT-A)分)助成金 県要領第3条の2により市が実施し、交付する助成金

(交付対象者)

第11条 助成金の交付対象者は、特定不妊治療を受けた者のうち、次の要件

第4章 雑則(第15条)

附則

(助成金の名称及び種類)

第3条 この告示により交付する助成金の名称は、亀山市特定不妊治療費助成金(先進医療分・助成回数追加分)(以下「助成金」という。)という。

2 助成金の種類は、次のとおりとする。

(1) 特定不妊治療(先進医療)助成金 三重県特定不妊治療、一般不妊治療費及び不育症治療費等補助金交付要領(平成18年10月1日施行。以下「県要領」という。) 第2条の2により市が実施し、交付する助成金

(2) 特定不妊治療費(助成回数追加)助成金 県要領第3条の2により市が実施し、交付する助成金

[号を加える。]

(交付対象者)

第11条 助成金の交付対象者は、特定不妊治療を受けた者のうち、次の要件

を満たすものとする。

(1) [略]

(2) 夫婦のどちらか一方が、第14条において準用する第7条の規定による申請時に住民基本台帳法に基づき市の住民基本台帳に記録されている者（日本国籍を有しない者にあつては、出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項に規定する在留期間を超えていない者に限る。）であること。

(3)～(5) [略]

(助成の回数)

第13条 助成の回数は、保険適用を受けた回数と合わせて通算8回（県要領第3条により市以外の地方公共団体が実施する同様の助成事業による助成を受けた場合にあつては、これらの助成事業において受けた助成の回数を通算するものとする。）を限度とする。

第4章 着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）を含む特定不妊治療費助成事業

(助成の対象)

第15条 助成の対象は、着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）を含む第10条に規定する特定不妊治療に要した費用とする。

2 第4条第2項の規定は、前項の助成の対象について準用する。

を満たすものとする。

(1) [略]

(2) 夫婦のどちらか一方が、第14条の規定による申請時に住民基本台帳法に基づき市の住民基本台帳に記録されている者（日本国籍を有しない者にあつては、出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項に規定する在留期間を超えていない者に限る。）であること。

(3)～(5) [略]

(助成の回数)

第13条 助成の回数は、保険適用を受けた回数と合わせて通算8回（県要領第3条の2により市以外の地方公共団体が実施する同様の助成事業による助成を受けた場合にあつては、これらの助成事業において受けた助成の回数を通算するものとする。）を限度とする。

[章を加える。]

(交付対象者)

第16条 助成金の交付対象者は、特定不妊治療を受けた者のうち、次の要件を満たすものとする。

(1) 医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員又はその被扶養者であること。

(2) 夫婦のどちらか一方が、第19条において準用する第7条の規定による申請時に住民基本台帳法に基づき市の住民基本台帳に記録されている者（日本国籍を有しない者にあつては、出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項に規定する在留期間を超えていない者に限る。）であること。

(3) 2回以上の体外受精胚移植の不成功の既往を有する不妊症の夫婦又は2回以上の流死産の既往を有する不育症の夫婦であること。ただし、夫婦のいずれかに染色体構造異常が確認されている場合は、2回以上の体外受精胚移植の不成功又は2回以上の流死産の既往を有することを要しない。

(4) 助成の対象となった治療期間の初日における妻の年齢が35歳以上43歳未満であること。

(5) 公益社団法人日本産科婦人科学会が認める不妊症・不育症に関する

る着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）の承認医療機関において治療を受けたこと。

（6） 保険適用の治療及び第10条に規定する特定不妊治療の治療回数を合わせた回数が、1子当たり8回未満であること。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の助成金の交付対象者について準用する。

（助成金の額）

第17条 助成金の額は、特定不妊治療1回ごとの費用とする。ただし、1回における助成は、第10条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる治療内容にあつては30万円を、同項第3号及び第6号に掲げる治療内容にあつては17万5千円を限度とする。

2 第6条第2項の規定は、前項の助成金の額について準用する。

（助成の回数）

第18条 助成の回数は、1子当たり6回（県要領第3条の2により市以外の地方公共団体が実施する同様の助成事業による助成を受けた場合にあつては、これらの助成事業において受けた助成の回数を通算するものとする。）を限度とする。

（準用）

第19条 第7条から第9条までの規定

は、着床前胚染色体異数性検査（P G T - A）を含む特定不妊治療費助成金の交付について準用する。

第5章 雑則

第20条 [略]

第4章 雑則

第15条 [略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行し、この告示による改正後の亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・助成回数追加分・着床前胚染色体異数性検査（P G T - A）分）交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に治療を開始した特定不妊治療について適用する。